

玉村町農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

職務内容

○農業委員

- ・農地法に基づく権利移動の認可および農地転用の審査業務（毎月）
- ・農地利用の最適化に関する指針の策定および相談・調整
- ・地域における農業者などからの相談
- ・耕作放棄地のパトロールおよび解消・指導など
- ・玉村カレーの食材（玉ねぎ・じゃがいも）栽培・収穫



- 農地利用最適化推進委員
- ・農地利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化）についての地域で

- ・話し合いなどの活動
- ・耕作放棄地のパトロールおよび解消指導などの現場活動
- ・玉村カレーの食材（玉ねぎ・じゃがいも）栽培・収穫
- ・農業委員会総会および各種会議・研修会への出席（必要に応じ）



推薦を受ける人および応募する人の資格

農業に関する識見と農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。

ただし、次のいずれかに該当する人は除く。

- (1) 町が設置する他の附属機関などの委員である人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 玉村町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条に規定する暴力団員など

※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼任はできません。

募集人数

- 農業委員 12人
- 農地利用最適化推進委員 4人（地区割有）

任用期間

平成29年7月15日～平成32年7月14日

推薦および応募に係る手続きなど

規定の様式に必要な事項を記入の上、郵送または持参により、玉村町農業委員会事務局（役場2階③番窓口経済産業課内）へご提出ください。

なお、推薦および応募に係

る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

推薦書または応募書（様式は、町ホームページ、または経済産業課窓口にあります。また、農業委員と農地利用最適化推進委員で異なります）

・農業者等（個人3人以上）が推薦する場合↓様式第1号

・団体等（法人または団体）が推薦する場合↓様式第2号

・応募する場合↓様式第3号

(2) 提出先

郵送または持参により、玉村町農業委員会事務局へ提出してください。

(3) 募集期間

3月1日（水）～31日（金）

【必着】

※持参する場合は、月～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに提出してください。

委員候補者を決定し、町議会の同意を得た上で、農業委員を任命します。

○農地利用最適化推進委員

玉村町農業委員会が、提出された書類をもとに、推薦を受ける人および応募者の選考を行い任命します。

※必要に応じて面接を行うことがあります。

情報の公表

募集期間の中間および終了後に、町ホームページで左記の内容を公表します。

(1) 推薦をする人（個人および団体等）の住所以外のすべて

(2) 推薦を受ける人または応募する人の住所以外のすべて

(3) 推薦を受けた人の数およびそのうちの認定農業者などの数

(4) 応募した人の数およびそのうちの認定農業者などの数

問い合わせ先・郵送先

〒370-1119-2
玉村町大字下新田201
玉村町役場 経済産業課
農業委員会事務局

☎ (64) 7710
☎ (65) 2592